

農業委員会の役割と活動内容



農業委員会は市町村に設置された行政委員会です。

農業委員会は、農地等の利用の最適化（①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進）を推進するため、現場活動を中心に農地法に基づく農地の売買・賃借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を行い、**地域の農地を守り、有効利用を促しています。**

農業委員

月1度の総会に出席・審議し、農地法に関する許認可の決定を行ったり、農地利用最適化推進委員と協力して現場活動を行う。

農地利用
最適化
推進委員

担当区域において現場活動（農地所有者等の移行把握や地域の話し合いへの参加等）を行う。

農業委員会の仕事

地域の農業・農業者のサポート役として、きめ細やかな活動を行っています。

- 農地の貸し借り、転用など許認可業務（総会での議決）農
- 担い手への農地集積・集約化の推進 農 推
- 担い手の育成・支援、農地のあっせん 農 推
- 農地パトロールによる遊休農地の発生防止・解消 農 推
- 新規参入の促進・新規就農者のサポート 農 推
- 地域計画等地域の話し合いの促進 農 推

→農地所有者等の将来の農地の利用意向調査

→地域農業の将来の話し合いへの参加及び参加呼びかけ

- 農業者その他の関係者に対し必要な報告を求めることや、農地等に立ち入り必要な調査を行う。推

【問い合わせ】

能勢町農業委員会事務局（まちづくり推進部みどり環境課みどり振興担当）

TEL：072-734-0108